

第19期決算公告

2023年6月28日

東京都港区芝4丁目2番3号  
株式会社 長谷工不動産投資顧問  
代表取締役 野元 博司

貸借対照表(2023年3月31日現在)

(単位:千円)

| 資 産 の 部  |         | 負 債 の 部   |            |
|----------|---------|-----------|------------|
| 科 目      | 金 額     | 科 目       | 金 額        |
| 流動資産     | 919,346 | 流動負債      | 107,632    |
| 現金及び預金   | 760,203 | 未払金       | 43,938     |
| 未収入金     | 148,007 | 未払費用      | 25,095     |
| 前払費用     | 6,624   | 未払法人税等    | 20,494     |
| 立替金      | 9,323   | 未払消費税等    | 6,279      |
| 貸倒引当金    | △ 4,811 | 預り金       | 961        |
|          |         | 賞与引当金     | 10,865     |
| 固定資産     | 78,518  | 固定負債      | 15,809     |
| 有形固定資産   | 1,295   | 退職給付引当金   | 4,532      |
| 建物附属設備   | 820     | 株式給付引当金   | 9,011      |
| 工具器具備品   | 475     | 役員株式給付引当金 | 2,266      |
| 無形固定資産   | 9,417   | 負債合計      | 123,440    |
| ソフトウェア   | 9,417   | 純資産の部     |            |
| 投資その他の資産 | 67,807  | 株主資本      | 874,424    |
| 投資有価証券   | 36,548  | 資本金       | 80,000     |
| 長期未収入金   | 5,000   | 利益剰余金     | 794,424    |
| 長期前払費用   | 3,667   | 利益準備金     | 20,000     |
| 繰延税金資産   | 12,092  | その他利益剰余金  | 774,424    |
| 差入敷金保証金  | 10,500  | 繰越利益剰余金   | 774,424    |
|          |         | (当期純利益)   | ( 177,342) |
|          |         | 純資産合計     | 874,424    |
| 資産合計     | 997,864 | 負債・純資産合計  | 997,864    |

(注) 記載金額の千円未満は四捨五入して表示しております。

# 個別注記表

## 【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

1. 資産の評価基準及び評価方法
  - 有価証券の評価基準及び評価方法
  - その他有価証券
  - 時価のないもの移動平均法による原価法
  
2. 固定資産の減価償却方法
  - 有形固定資産（リース資産を除く）
  - 無形固定資産（リース資産を除く）定率法  
但し、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。  
定額法  
但し、ソフトウェア（自社利用）については社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
  
3. 引当金の計上基準
  - 貸倒引当金
  - 賞与引当金
  - 退職給付引当金
  - 株式給付引当金
  - 役員株式給付引当金売掛債権その他これに準ずる債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。  
従業員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。  
従業員に対する退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。  
従業員に対する長谷工コーポレーション株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。  
役員に対する長谷工コーポレーション株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。
  
4. 重要な収益及び費用の計上基準
  - アセット・マネジメントフィー当収益に係る履行義務は、顧客に対する役務提供であり、当該業務の内容に応じて一時点又は一定の期間にわたり履行義務を充足し収益を認識しております。取引価格は顧客との契約により決定しており、対価は当該契約に基づき受領しております。
  
5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
  - グループ通算制度の適用グループ通算制度を適用しております。